

阿南工業高等専門学校文献複写規則

(平成16年4月1日)

(規則第49号)

(趣旨)

第1条 阿南工業高等専門学校図書館が受託する文献複写については、校内各コース等の経費を移算して整理するものを除き、この規則の定めるところによる。

(受付の範囲)

第2条 前条の文献複写は、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限って受託することができる。

(文献複写の申込)

第3条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ文献複写申込書（別紙様式1）を校長に提出し、その承認を得なければならない。

(文献複写料金)

第4条 文献複写料金の額は、次のとおりとする。

方 式	単 位	金 額	備 考
電子式複写	1 枚	校内者の場合 20円 校外者の場合 35円	1 規格はA3判とし、A3判以下の用紙を使用した場合もA3判の料金とする。 2 複写のために要する送料その他の実費は、依頼者の負担とする。

備考1 「校内者の場合」とは、本校の教職員及び学生からの私費支弁による文献複写の申込みを受託する場合をいう。

2 「校外者の場合」とは、校内者以外の者からの文献複写の申込みを受託する場合をいう。

2 文献複写料金は、次条に掲げる場合を除き、前納しなければならない。

(文献複写料金の徴収猶予)

第5条 平成11年3月31日付け文学情第239号文部省学術国際局長・会計課長通知「国立大学等図書館の文献複写について」記のⅢの1の(1)から(9)までに掲げる機関については、本条に定めるところにより文献複写料金の徴収を猶予することができる。

2 文献複写料金の徴収猶予を希望する機関の長は、各年度ごとに、文献複写料金徴収猶予許可申請書（別紙様式2）により、校長に申請するものとする。

3 文献複写料金の徴収猶予の許可は、文献複写料金徴収猶予許可書（別紙様式3）により行うものとする。

4 文献複写料金の徴収猶予を許可された機関（以下「徴収猶予許可機関」という。）は、文献複写を依頼しようとするときは、文献複写申込書に文献複写料金徴収猶予許可書の許可番号を明示するものとする。

5 徴収猶予許可機関に対する文献複写物の引渡し（郵送の場合は発送。）に当たっては、

1 件ごとに文献複写料金の額を通知するものとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校文献複写規程（昭和54年4月1日規程第9号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

様式 1（第 3 条関係）

文 献 複 写 申 込 書

年 月 日 申込

阿南工業高等専門学校長 殿

下記のとおり文献複写を申し込みます。
この申込書による著作権に関する一切の責任は申込者が負います。

申 込 者	氏 名				所 属			
	住 所							
	公費で申し込む場 合の支出責任者				徴収猶予許可番号 (該当者のみ)	第 号		
誌（書）名：					巻 号 頁 年			
著者：								
論題：								
複写の種別： 電子式複写方式								
謝絶の理由： 1 所蔵なし 2 参照不完（ ） 3 その他（ ）								
受 付	受付番号： No.			処 理 年 月 日	料金請求年月日 年 月 日			
	受付年月日 年 月 日				料金徴収年月日 年 月 日			
	校内・外区分 ☐ 校内 ☐ 校外				複写物引渡年月日 年 月 日			
	所蔵区分 ☐ 自館 ☐ 借受							
	支払区分 ☐ 私費 ☐ 公費							
料 金	単 価	数 量	複写料金	送 料	合 計	備 考		
	円	枚	円	円	円			
	円	枚	円	円	円			

図書館では、著作権法第三十一条第一号に基づき、以下に掲げる場合における著作物の複製が認められています。

- （目的） 利用者の調査研究の目的であること
- （分量） 公表された著作物の一部分であること（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物（記事・論文等）にあつては、その全部）
- （複製部数） 利用者一人につき一部のみであること

様式 2（第 5 条第 2 項関係）

年 月 日

文献複写料金徴収猶予許可申請書

阿南工業高等専門学校長 殿

機関名

研究者等への迅速な情報提供を行うため、本学図書館の依頼に係る 年度の
文献複写料金の徴収猶予を申請します。

様式 3（第 5 条第 3 項関係）

第 号
年 月 日

文献複写料金徴収猶予許可書

（機関名） 殿

阿南工業高等専門学校長
氏 名

年 月 日付けで申請のあった に係る文献複写料金を徴収猶予することについては、下記の条件を付して許可します。

なお、本件の許可番号は とします。

記

- 1 料金の支払い及び支払期限を厳守すること。
- 2 料金は、1 か月毎に複写物の引渡し（郵送の場合は本校図書館からの発送。以下同じ。）が行われた日の属する月の翌月の末日（複写物の引渡しが行われたものについては翌月の 20 日。）までに支払うこと。
- 3 申請機関の設置者は、料金の未納及び支払の遅滞に対して責任を負うこと。
- 4 徴収猶予を許可する期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 文献複写料金の取扱いについては、国の法令及び本校の定めによること。
- 6 許可条件に違背した場合は、特段の事由がない限りその後の許可は行わない。